

長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 29 年 (2017 年) 11 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員 (12 名)

山岸重幸委員 (会長)、小川修一委員、市村良三委員、鶴田敦子委員、古川雅文委員、徳嵩淳子委員、海野利子委員、小林妙子委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、笹広男委員、早川隆一委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 戸田智万、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発係長 菊池康文、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長 小池洋輔、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の黒井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会の出席状況でございますが、有賀委員、県委員、草深委員の 3 名が、ご都合がつかず欠席をされております。

したがって、委員総数 15 名中、12 名の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、青木県民文化部長 からごあいさつを申し上げます。

【青木県民文化部長】

本日は、お忙しいところ、消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、前回の審議会におきまして、基本計画策定に向けた答申素案について熱心なご検討をいただき、多くの貴重なご意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます。本日は、県消費者行政の現状を説明させていただくほか、基本計画策定に向けた答申の関係では、今月 2 日まで実施したパブリックコメントの意見の内容及びこれを踏まえ事務局で作成した答申案について説明させてい

たきます。前回の審議会における議論やパブリックコメントでは、消費生活に関わる課題についての意見のほか、持続可能な社会の実現に関する意見も多く寄せられている。これからの長野県の姿をどのように描いていくかということに、今回の答申は大きな影響力を及ぼすと考えております。そして、これからの消費者行政の推進にあたりましては行政のみでなく、今まで以上にすべての県民の皆様、消費者団体の皆様、事業者等の皆様や教育機関等の皆様に参加や協働していただくことが大変重要だとも考えております。本日も、前回と同様に忌憚のないご意見、ご提言をいただき、答申案に反映させてまいりたいと考えております。大変短い時間で恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

次に、県側の出席者につきましては、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

会議資料は、青いファイルと先日お送りいたしました資料1、第2次基本計画等の答申素案に対するご意見と審議会の考え方のほか資料まででございます。追加の資料として、11月10日に中古車販売業者に対して、景品表示法に基づく行政処分措置命令を長野県において初めて行いましたので、そのプレスリリースをお配りしてあります。修復歴のある車について修復歴がないかのような表示をしたり、走行距離を実際よりも短く表示していたもので、措置命令という処分を行うに至ったものであります。もうひとつ追加の資料として、NPO法人ながの消費者支援ネットワークのパンフレットをお配りしてあります。こちらは、今までの審議会でもご議論いただいております、適格消費者団体としての認定を目指して活動している団体で、その紹介のパンフレットでございます。また、その中に挟んでありますのは、12月7日に行われます消費者被害110番についてのチラシであり、こういった活動をこれから取り組んでいくということで紹介してございます。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございますので、ご発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。また、会議の終了時間でございますが、おおむね3時30分を予定しておりますのでご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。当審議会の議長につきましては、消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。それでは、山岸会長よろしくようお願いいたします。

【山岸会長】

皆様こんにちは。本日は、諮問に対する当審議会での答申案をご審議いただきます。昨年は審議会が年2回の開催で、もう少し多くてもいいのではないかと思ったりもして

いたのですが、いざ1か月に1度やってみると、書類もたくさんあり、なかなか大変です。答申案を見ますと、前回皆様方からいただいた忌憚のないご意見を反映させていただいております。本日が、答申案を具体的に審議する最後の機会となっておりますので、いつもどおり皆様からの忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

本日の審議内容ですが、第2次長野県消費生活基本計画等の答申案について、平成29年度事業実績について、平成30年度事業計画について、その他について審議していただきます。

それでは、会議事項に入りますが、実り多い議論ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

当審議会の運営につきましては、お手元に配付の「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることとなります。

本日の会議に関して、報道の皆さんも含め、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

会議事項を進めてまいりたいと思います。

本日は、第2次長野県消費生活基本計画等答申案について1時間半ほど議論をしていただきます。一括ではなく、まず10月17日から11月2日まで実施したパブリックコメントに寄せられた意見と回答案について説明をいただき、審議をいたします。

次いで、答申案の前半1ページから13ページの「計画の基本的な考え方」から「長野県における消費生活の現状」までを説明していただき、審議をしたいと思います。

その後で、答申案後半の14ページから21ページまでの「本県の消費者行政の課題」から「施策推進の基本方針」までを審議し、最後に全体の審議をしていただきたく思いますので御協力をお願いいたします。

最後に、29年度の進捗状況と30年度の事業計画予定について、説明と審議をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

(資料1により説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。事務局より説明のありましたとおり、資料1の右側に記載されている内容が当審議会の考え方として公表されますので、積極的にご意見、ご発言をお願いいたします。

私の方から一点よろしいでしょうか。1の②「定期的な立入検査の具体的な数は？」について、資料2答申案の4ページ③のところに「定期的に年2回程度実施」という表現を入れてもいいのではないかと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

そのような表現を入れていきたいと思います。

【小川委員】

4の⑤「消費者市民社会」という言葉について、消費者教育推進法に定義されているということであれば、お寄せいただいた意見のように、重要なワードとして加筆すべきではないかと思えます。このワードの定義の説明を読むことでエシカル消費をイメージしやすくなるので、このワードをエシカル消費に置き換えてしまうのはいかがなものかと思えます。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

エシカル消費の説明にもなりますので、どの部分にどのような形で入れるかは考えたいと思えますが、「消費者市民社会」というワードにも触れるように答申書を作成したいと思えます。

【山岸会長】

先ほど皆様からお寄せいただいた意見を含めまして、資料1の右側に記載されたものがパブリックコメントに対する回答として公表になりますがよろしいでしょうか。

異議なしということで次に、資料2答申案前半の「計画の基本的な考え方」から「長野県における消費生活の現状」までを事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

(資料2 1ページから13ページにより説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。このことについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。なお、答申案について審議する機会は、本日が最後となりますので、ご意見を含む事業推進に向けた要望など、ご議論いただきたいと思えます。

【早川委員】

5ページの「民生委員、児童委員」という表記について、「民生委員・児童委員」という表記の方がいいのではないのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

そのように表記を修正したいと思います。

【山岸会長】

計画が出来上がった時にはグラフ等はカラーで見やすくなるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

経費等の都合上、カラーで表記することは考えておりませんが、出来るだけ見やすいように表記したいと思います。

【鶴田委員】

11 ページの「小学校・中学校・高等学校における消費者教育」について、小中学校において平成 32 年度から新学習指導要領が実施となっていますが、教科書の採択の関係で、小学校が平成 32 年度、中学校が平成 33 年度、高校が平成 34 年度からというようになると思うので確認をお願いしたいです。また、小中学校の新学習指導要領について、ここに記載してある内容と違っていると思います。消費者教育の内容として書かれているわけではなく、3つの柱ができ、消費・環境というように変わったのではないかと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

新学習指導要領の実施については確認を行います。また、消費者教育の内容の表記について、高等学校の新学習指導要領の告示は 30 年度末であり、まだ告示されていないため、その部分についてただし書きをつけたいと思います。

【徳嵩委員】

11 ページの「消費者教育推進講師派遣の状況」の表について、ここに記載されている人数は、派遣された講師の数なのか受講した生徒の数なのかわかりづらいと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

ここに記載してありますのは受講した生徒の数になりますので、わかりやすい表記に修正したいと思います。

【山岸会長】

13 ページの「ベスト消費者サポーター章」について、章という字はこれでいいのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

消費者庁ではこの表記を使用しているため、それに倣って同じ表記にしてあります。

【海野委員】

13 ページの「消費者団体・公民館等の取組状況」について、ここには表記されていませんが、千曲市消費者の会は見守りネットワークの取組についてもかなり取り組んでいて、平成 29 年度にベスト消費者サポーター章を受賞していると思うのですが。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

平成 29 年度の千曲市消費者の会の受賞に関する資料には、見守りネットワークの取組ではなく、廃油を利用したせっけん作りによる環境への取組が記載されていたので、そちらの記載を優先したためここには記載しておりません。

【山岸会長】

それでは、続きまして、資料後半の「本県の消費者行政の課題」から「施策推進の基本方針」までを事務局から説明をお願いします。

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

(資料 2 の 14 ページから 21 ページにより説明)

【山岸会長】

今までの部分について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

【古川委員】

15 ページ「⑤若年者への消費者教育の推進について」というところで、「若年者に対する消費者教育の必要性が高まっています。」と記載されていますが、この計画が平成 30 年度から 5 か年ということを考えると、確実に成年年齢の引き下げがなされている状況での計画になります。なので、迅速かつ計画的な対応が必要で、もっと危機感を持ち課題に取り組みますという表記にしたほうがいいのではないのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

差し迫った課題として認識しているというように表記を修正したいと思います。

【鶴田委員】

エシカル消費についてですが 14 ページでいくと 1 にだけ位置付けられています。エシカル消費は、こういうふうに行動してくださいとか、数値目標を立てるとかだと、難しい面があります。この概念を取り入れようとする、3 の消費者教育にも 2 の悪質業者の部分にも係わりがあります。そうすると 1 ②だけに位置付けるのがよいかどうか。全体に係わることと思います。それから、長野県エシカル消費は「人、社会、環境に配慮した、思いやりのある消費」という定義でよいかどうか議論した方がよいと思いま

す。17 ページには「地域」「社会」「人」「環境」「健康」と五つ表記し、エシカルという言葉は使っていません。14 ページと 17 ページは同じなのか違うのか、混乱を招くと思うので、使う用語を決めた方が良いでしょう。前回、「人」「社会」よりも「地域」ということを目立たせた方がよいという意見もあったと思います。エシカル消費をどう表現するか、どこの項目に位置付けるか皆さんで討論した方が良いでしょう。あと、パブリックコメントにあった「消費者市民社会」をどうするかということですが、現在の消費者庁とか消費者教育の中心的なところでは「消費者市民社会は省略することができない」ということになっています。消費者市民社会という言葉が出てきたのは消費者教育の推進に関する法律です。ヨーロッパでは「消費者市民社会」というものはなく、「消費者市民」というものがありますが、日本では、それに社会を足して「消費者市民社会」という造語にしました。これは、環境教育なのか消費者教育なのかいろいろな議論があります。パブリックコメントにもありましたが、長野県の計画には「消費者市民社会」に全く触れていないので、どこかに表記した方が良いでしょう。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

エシカル消費をどこに位置付けるかということはこちらも悩んでいたところでした。また「消費者市民社会」についてはエシカル消費が消費者市民社会を実現する一手段であって 14 ページの「持続可能な社会の実現」というのが「消費者市民社会」の実現というふうに捉えていた面がありまして、「消費者市民社会」という表記をしなかったわけです。また、「エシカル消費」がまだ理解されていない言葉であるため「消費者市民社会」という理解されていない言葉を増やすのはどうかと考えたわけです。

【高木委員】

「エシカル消費」は広く知られておらず、なかなか理解しにくい面があると書かれています。理解しにくいというよりも全く共通の概念が無いものなんだと思います。だから、話をしている人によって内容も、カバーしているジャンルも違ってきてしまうのではないかと思います。「エシカル」という言葉で括ってしまうと、どこからどこまでが「エシカル」で、どんなことをやろうとしているのか全く分からないという感じがしています。やはり 17 ページにあるような「地域」「社会」「人」「環境」「健康」に配慮した経済活動、という形で具体的に書いてしまった方が良いでしょう。もちろん個人の考え方ではいろいろな捉え方になるかもしれませんが、具体的にはこういうことが良いですよという啓発はできると思います。理解しにくいというよりも、共通の概念が無いという違和感があるということです。どうすれば環境や社会が破壊されないで済むのかということ「思いやり」と言っているのだと思いますが、「思いやり」というのは情緒的な言葉なので「地域」「社会」「人」「環境」「健康」に配慮した、という表現の方がわかやすくてよいと感じます。

【山岸会長】

私からも。エシカル消費という、消費者だけでできることは限られているので、事業者も含めた教育体制が不可欠になるのですが、この5か年計画だとなかなかそこまでの目標設定は難しく「ご協力をお願いします」というものになっています。事業者に対する優遇措置とか具体的などころまで踏み込んでいません。そこで、消費者ができることを増やすためにも、例えば3010運動とかの食品ロスに関することもエシカル消費です、という表記をした方がわかりやすいと思います。各委員の先生方がおっしゃるとおり、広げすぎてしまうとまとまりがつかないところがでてくると思います。

【徳嵩委員】

「エシカル」は確かに最近出てきた言葉で、消費者も悩んでいるというか、初めての言葉に驚いていると思います。生きて行く上で生活の全ての事について、持続的に未来のことを考えてほしいという願いですが、全般的なことであるためにザックリとした言葉でわかりにくいのだと思います。でも、未来のことを考える消費行動がとれるようなきっかけづくりというのは大切なことなので、「地域」「社会」「人」「環境」「健康」という言葉を使いつつ広めていく必要があると考えています。漠然とした「エシカル」というものは理解できないよ、と言って取り組まないわけにはいかない問題だと認識しています。今は、事業者の方も取り組み始めているところはあると思いますので、消費者と事業者が両輪となって進めていくためにも「地域」「社会」「人」「環境」「健康」について考えていきましょうという目標が良いと思います。

【鶴田委員】

私はエシカルについて、やはり計画で書かないといけない目標だと思います。だから、あとは言葉の問題ですよね。世界では「人」「社会」「環境」について配慮した消費活動に取り組もうとしています。私達長野県の消費生活基本計画では、こういうこととして捉えます、ということをはっきり定義した方がいいです。今まで取り組んできた地産地消も伝統工芸もエコバックも「エシカル」で、特別なことじゃないんですよと周知してほしいです。そこで気をつけなければいけないのは、例えば多少高くても地元産の野菜が新鮮で安全ですよと周知しても、無条件で安いものを選ぶことはダメだという押し付けはできません。環境に配慮したものを選ぶことがこれからの未来を開いていくことなんです、というメッセージを送ることは大事ですし、教育の責任としてあります。でも、こういう買い物をしなさい、とは言えないです。だから20ページのエシカル消費に取り組みましょう、というのはいかがなものでしょうか。一人ひとりがエシカル消費という考え方を知り、あなたの生活に生かしていきませんか、というくらいがいいのではないかと思います。ひとつのパターンを行政が示してしまうのは行き過ぎなので、和らげた表現がよいかと思います。

【高木委員】

消費者市民社会というのは、消費者が主体となって社会を上手く進めていこうということだと思のですが、反面で、それは消費者自身の責任ですよとされているような気がして、ちょっとした違和感がありますがいかがでしょう。

【青木県民文化部長】

確かに「消費者」じゃない人はいません。ある意味、「全ての人が」と言っているのと同じです。あと、エシカルという定義がまだはっきり決めかねているところがありますが、消費者庁では「健康」とは言っていません。長野県としては健康長寿県であるという特色があるからこそ、健康に配慮した消費の仕方もあっていいのではないかという思いがあり、加えているところがあります。「エシカルってなに？」という部分から長野県版を導入していったらいいのでは、という狙いもあります。周知には難しい部分もありますが、新たな取組みの視点としては良いのではないかと考えます。また、生産についての取組みが無いと意味がないというご指摘は、ごもっともでございます。生産側に目標として求めるのは、まだ機が熟していないのではないかと感じています。

【山岸会長】

県の意向を忖度する訳ではありませんが、「エシカル」というものは残したいという事務局のお考えのようですね。皆さんのご意見をお聞きしても、その考えを残すことは良い、ただしわかりやすいように、ということが一番のことなのかと思います。「エシカルってなんだ？」ということから始めるのも確かに有効なことで長野県版を広めるきっかけになりうると思います。表記に配慮しつつ取り組むこととして答申に含めてよいでしょうか。

それでは、具体的に日程的なこともございますので、最終的な文言は会長の私に一任していただき、事務局と詰めていきたいと思えます。貴重なご意見をたくさんいただきましたので、それぞれ反映できるようにしたいと思います。

次に会議事項（２）平成 29 年度事業実績について、（３）平成 30 年度事業計画について、一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

ご説明させていただく前に、この後部長が別の会議により退席させていただきますのでご了承ください。

【青木県民文化部長】

大変恐縮ではありますが、引き続きご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料4から資料10により説明)

【山岸会長】

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【古川委員】

資料7で1点だけ質問なのですが、2ページの4で29年度前期と28年度前期の県のセンターの相談処理結果がありますが、29年度斡旋解決で中信センターの解決率がかなり減っているように感じるのですが、センターの方針でしょうか、それとも単なる結果ということなののでしょうか。答えられる範囲で結構ですので教えてください。

【矢沢中信消費生活センター所長】

委員のおっしゃるとおり、件数は減っておりますが、相談員も変わっておりませんので、単にそのような案件が少なかったという結果です。

【海野委員】

資料10の消費生活サポーターについてです。「消費者大学(仮称)の一定講座以上受講した方にサポーターへの登録を呼びかけ」とあります。私もすでにサポーターの講義を受け、サポーターとして登録していますが、あの内容だけでサポーターになっても心許ないと感じておりました。消費者大学が出来たならば、ある程度の講義数を受講した者がサポーターになれる、ということによいでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

来年度予算要求としては、今サポーターとして登録している方の活躍の場を考えていきたいということと大学を新たに受講していただきサポーター登録者を増やしていきたいということです。現在サポーターになっている方は、改めて消費者大学で広い分野を学んでいただいてもよいですし、その上の中核人材育成研修を受けていただいてもかまいません。今までのサポーター養成講座の内容だけでは、なかなか十分な知識を習得し理解を深めたという自信がないという声をいただいております。その声にお応えすることと、できるだけ裾野を広げていきたい、その観点からの消費者大学開設案がございます。

【海野委員】

課長さんがおっしゃるように間口が広い受け皿を作っていただき、大勢の方が受講して知識を蓄えていくことはとても良いことだと思います。

【山岸会長】

それでは、会議事項(4)のその他ということで事務局から説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

それでは、今後のスケジュールに関してご説明いたします。以前の審議会で、第2次消費生活基本計画の策定のスケジュールの資料について、本日議論いただきました内容を整理し、会長さんと改めて内容を確認し、後日12月の上旬か中旬に会長さんから知事もしくは副知事に答申ということで進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

【山岸会長】

本日の議題は、これで終了いたしましたがお時間も若干ございます。ご意見のある方はいらっしゃいますか。

では、私から。資料3見え消し版の17ページ消費者教育の啓発と充実のために、というところで「高齢者見守りネットワーク」とありますが資料2の同様のところでは「高齢者」が入っていないので、統一して「高齢者」の記載をお願いします。

【市村委員】

前は欠席だったのですが、前々回に情報を伝達する手段が難しいというお話をさせていただきました。今回、プライオリティ、優先順位をつけてきっちりやっていくということを表明していただきありがとうございます。これがすごく大事なことだと思います。また、今日ずいぶん議論が出ましたエシカル消費です。私は小さな自治体の長ですので、町民の皆さんに向かってエシカル消費をしましょう、とは言えません。どういう風に言うかという「賢い消費者になってください」と言います。資料2の17ページに書いていただいているように「自分だけじゃなくて、地域、社会、人、環境、健康に配慮した良い消費者になってもらいたい。これを世界的な動きではそれをエシカル消費と呼び、時代の潮流になっています。県でも進めているんです。」という言い方をします。取り組む内容については良いと思いますが、町民の皆さんには、そういう伝達の仕方をしないと伝わりません。

それから、どんなに小さな市町村でも消費生活センターを設けるように、というのは難しいと思います。やっても形だけになってしまうので、小さな町は大きな市と連携して広域での設置をしていくということが現実的だと思います。ただ、私もせっかく委員にさせていただいておりますので、いろいろ考えてみました。パブリックコメントでも多かったのですが、消費生活を考える上では福祉行政と連携して考えるべきだという意見に全く同感です。私どものような小さな町でも、部門を超えて相談体制の充実を図っていくということに力を入れてやりたいと思っています。消費の問題であれ、健康福祉の問題であれ一体となってどんな形でも相談を受けられ、すぐ専門家に繋がられる

よう実現させていきたいと思っております。この審議会に参加し、ずいぶん勉強になりました、ありがとうございました。

【山岸会長】

ありがとうございました。皆さん、本日も活発なご意見ありがとうございました。

今後、事務局と本日の内容を確認し、反映させながら、良い答申をしたいと思っております。

それではマイクを事務局にお返しします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。ただいま会長さんからお話がありましたとおり、皆様方からいただきましたご意見の趣旨を踏まえ、事務局におきまして答申案の修正をし、山岸会長さんにご確認をいただいた上で答申書とさせていただきます。

皆様方におかれましては、今後もより一層県の消費者行政につきましてご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。